

東京都北区新型コロナウイルス対策設備投資等支援事業補助金交付要綱

2北地産第1546号区長決裁
令和2年6月29日

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症で影響を受けた区内の中小事業者が事業継続のために行う感染拡大防止策のための設備投資に係る経費の一部及び新たなサービスを行うなど業態転換又は販路拡大のための広告宣伝に係る経費の一部について補助を行うことにより、当該設備投資等を促進し、もって区内産業の振興を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付対象とする事業者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者で、次の各号のいずれの要件も備えているものとする。

(1) 中小企業の場合は、区内に本社又は主たる事業所を有すること。個人事業者の場合は、区内に住民登録又は事業所があること。

(2) 次のいずれにも該当していないこと。

ア 大企業（中小企業者以外の者（会社及び個人に限る。）であって事業を営むものをいう以下同じ。）が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していること。

イ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していること。

ウ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。

(3) フランチャイズ契約（一定の地域内で商標等の営業の象徴となる標識を用いて事業を行う権利を付与する契約をいう。）又はそれに類する契約を締結して事業を営んでいないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体ではないこと。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、金融・貸金業その他区長が補助金の交付対象として社会通念上適切ではないと認めるものでないこと。

(6) 原則として、営利法人は区内において3か月以上事業を営んでおり、直近の法人住民税を滞納していないこと。

(7) 原則として、個人事業主は区内での住民登録又は事業所設置後3か月以上経過しており、直近の特別区民税を滞納していないこと。

(8) 第5条の規定による申請の日までに、新型コロナウイルス対策設備投資に係る経費の支出を完了すること。

(9) 同一代表者が同一年度内に補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、新型コロナウイルス対策（感染拡大防止等）に係る次の各号に掲げる経費のうち、地域振興部長が別に定める期間に支出を完了した経費を対象とする。

(1) 店舗・事務所改装費

(2) テレワーク環境整備費

(3) 滅菌・消毒・換気・飛沫防止等の衛生環境改善に係る設備購入費

- (4) 業態転換又は販路拡大に必要な広告宣伝費
- (5) その他区長が必要と認めるもの

(補助金の額)

第4条 補助金は、予算の範囲内で補助するものとし、補助対象経費の2分の1の額（当該額に千円未満の端数がある場合には当該端数を切り捨てた額。以下同じ。）又は50万円のいずれか少ない額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金を受けようとする事業者は、東京都北区新型コロナウイルス対策設備投資支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）のほか、次に掲げる書面を地域振興部長が別に定める日までに、区長に提出するものとする。

- (1) 事業実績報告書（別記第1号様式別紙）
- (2) 直近の法人住民税又は特別区住民税の未納がないことを確認できる書面
- (3) 補助対象経費の支払及び内訳が確認できるもの
- (4) 会社概要（履歴事項全部証明書の写し又は開業届の写し）
- (5) 設備投資等の内容が確認できる写真
- (6) その他区長が必要と認める書面

(補助金申請の制限)

第6条 同一の新型コロナウイルス対策設備投資に係る経費を対象として、国、東京都等から経費の補助を受け、又は交付決定を受けた場合は、この要綱による補助制度（以下「本制度」という。）の適用を行わないものとする。

- 2 同一補助対象経費に対する補助金の交付は、1回に限るものとする。
- 3 補助対象経費が5万円未満の場合は、本制度の適用を行わないものとする。
- 4 補助金を受けようとする事業者の親会社、子会社、グループ企業等関連会社（資本関係のある会社、役員及び社員を兼用している会社、代表者の三親等以内の親族が経営している会社等）との取引に要する経費については、本制度の適用を行わないものとする。

(交付決定及び通知)

第7条 区長は、第5条の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、補助の目的に適合すると認めるときは、補助金の交付を決定するとともに、補助金の交付を受けようとする事業者に対し、その結果を東京都北区新型コロナウイルス対策設備投資支援事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた事業者は、東京都北区新型コロナウイルス対策設備投資支援事業補助金交付請求書（別記第3号様式。以下「請求書」という。）を区長に提出するものとする。

- 2 区長は、請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 区長は、補助金の交付を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、前条の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(財産管理及び処分の制限)

第10条 交付決定を受けた事業者は、台帳を設け、その管理状況を明らかにするとともに、取得財産等については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図るものとする。

2 事業者は、取得財産等のうち、その取得した価格又は効用を増加した価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、取壊し、又は債務の担保に供しようとする場合は、あらかじめ区長の承認を受けるものとする。ただし、当該財産が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。)に規定する年数を経過している場合は、この限りでない。

3 区長は、前項の規定により承認を受けた事業者が当該取得財産の処分により収入があったときは、その全部又は一部を納付させることができる。

4 事業者は、助成事業の完了後、区長が助成事業の状況及び経理について調査することを求めた場合、又は助成事業について報告を求めた場合等、区長から要求があった場合には、これに応じるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

付 則 (令和3年4月1日2北地産第3245号区長決裁)

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。